

特定教育・保育施設等の指導検査について

㊦ 八王子市福祉部指導監査課児童担当

平成30年度 特定教育保育施設等 指導検査実績

指導検査実績 137施設

特定教育保育施設

- ①保育所(民間保育所・公立保育所)・・・98施設、 ②幼稚園・・・2施設
③認定こども園(幼保連携型、幼稚園型、地方裁量型、保育所型)・・・6施設

特定地域型保育施設

- ①家庭的保育事業・・・17施設、 ②小規模保育事業・・・6施設、 ③事業所内保育事業・・・7施設

母子生活支援施設 ……1施設

区分	運営管理	保育内容	会計経理	新制度	合計
文書指摘	5	11	11	11	38
口頭指導	44	6	17	21	88
助言	16	3	23	1	43
合計	65	20	51	33	169

(1) 運営管理について

一般指導検査の重点項目(運営管理)

1 安全対策の徹底

- (ア) 在籍児童に見合う基準面積が確保されているか。
- (イ) 消防計画に基づく避難・消火訓練、救急救命訓練等の防災対策、安全対策が徹底されているか。
- (ウ) 事故発生の防止及び発生時の対応に関する措置を講じているか。

2 職員・基準面積の確保

- (ア) 職員配置基準に定める職員の員数及び資格を満たしているか。
- (イ) 職員の状況を把握するため、雇用契約書、出退勤記録等が適正に整備されているか。
- (ウ) 職員の健康診断や労働条件に係る運用が適正に行われているか。
- (エ) 職員の資質向上のための取組を適切に行っているか。

3 苦情対応の体制整備の徹底

4 個人情報情報の適切な取扱いの確保

平成30年度

主な指摘事項(運営管理)

文書指摘事項

- ・雇入れ時の健康診断が未実施である。・・・2件
- ・調理・調乳に携わる者に健康診断の未受診者がいる。・・・2件
- ・毎月避難及び消火訓練を実施していない。・・・1件

主な口頭指摘事項

- ・消防訓練等を実施した際に、実施結果記録を作成し、保管していない。・・・2件
- ・育児休業・介護休業規程が内容不十分である。・・・2件

(2) 保育内容について

平成30年度

主な指摘事項(保育内容)

主な文書指摘事項

- ・調乳担当者の検便を適切に行っていない。・・・4件
- ・児童の健康診断が回数不足である。・・・3件

主な口頭指摘事項

- ・入所時健康診断の実施時期・方法等が不適切である。・・・3件
- ・健康診断記録が不十分である。・・・2件

主な留意点(保育内容)

(1) 調理・調乳に携わる職員の検便の実施が毎月徹底されているか。

- 調理・調乳に従事する全ての職員(アルバイト・短時間勤務職員含む)が実施すること。
- 月1回以上の頻度で実施すること。

【根拠】

八王子市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例

第16条第4項

児童福祉施設の職員の健康診断に当たっては、入所者の食事を調理する者について、特に注意を払わなければならない。

大量調理施設衛生管理マニュアル(平成9年3月24日付衛食第85号別添)

Ⅱ 5.(4) 調理従事者等の衛生管理

- ③ 調理従事者は臨時職員も含め、定期的な健康診断及び月に1回以上の検便を受けること。検便検査には、腸管出血性大腸菌の検査を含めることとし、10月から3月までの間には月に1回以上又は必要に応じてノロウイルスの検便検査に努めること。

労働安全衛生規則(昭和47年9月30日労働省令第32号)

第47条

事業者は、事業に附属する食堂又は炊事場における給食の業務に従事する労働者に対し、その雇入れの際又は当該業務への配置替えの際、検便による健康診断を行わなければならない。

(2) 児童の健康診断(入所時・年2回の定期健康診断)は適正に実施されているか。

- 入所時の健康診断と定期健康診断は兼ねることができないこと。
- 入所時の健康診断は、入所前又は入所後1か月以内に実施すること。
- 定期健康診断は前期・後期の年2回実施すること。
前期は4月～9月、後期は10月～3月に実施すること。
- 実施とは受診を指すこと。

【根拠】

八王子市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例

第16条 第1項

児童福祉施設の長は、入所者に対する入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び入所時の健康診断を、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

(3) 調理・調乳担当者の健康チェック、衛生管理の自主点検の記録を行っているか。

○調理従事者・調乳担当者の健康チェックを毎日行い記録する。

＜下痢、嘔吐、発熱、手指の傷、化膿創等＞

○調理室の衛生管理は適切か。

(参考)

・大量調理施設衛生管理マニュアル 抜粋

1 趣旨 大量調理施設衛生管理マニュアル同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上を提供する調理施設に適用する。

・「大量調理施設衛生管理マニュアル」の改正について(平成29年6月16日付生食発0616第1号) 抜粋

なお、引き続き、大量調理施設のみならず、中小規模調理施設等においても、本マニュアルの趣旨を踏えた衛生管理の徹底を図るようお願いします。

(3) 会計経理について

H30年度 主な指摘事項(会計経理)

文書指摘事項

- 他会計及び拠点区分間で貸付けを行った場合、年度内に精算していない。・・・4件 経理等通知4(2)
- 当期末支払資金残高が委託費収入の30%以下となっていない。・・・3件 経理等通知3(2)

口頭指摘事項

- 収支計算分析表を提出していない。・・・6件 経理等通知5(2)

委託費は、平成27年9月3日付府子本第254号通知「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理について」(**経理等通知**)ほか、**関連通知の規定により運用を行う**こと。

主な留意点(会計経理)

決算書が適正に作成されているか。

- 保育事業等を経営する事業の会計をその他の事業の会計と区別すること。

委託費の弾力運用の範囲は適正か。

- 委託費の弾力運用については、適正な私立保育所運営が確保されていることを前提として認められるべきもの。
- 弾力運用の財源確保のために、本来の用途である職員人件費や事業費などが削減されるようなことがないこと。

(4) 新制度について

新制度（確認検査）の主な重点項目

- 児童福祉法による認可基準を踏まえた上で、子ども・子育て支援法による確認基準が遵守されているか。
- 上乗せ徴収や実費徴収を実施する場合、保護者から同意を得ており、その金額は適正か。
- 適正な施設型給付費・地域型保育給付費（以下施設型給付費等）の請求がされているか。
- 各施設・事業における給付費は、適正に請求が行われ、過誤・不正請求がないか。

平成30年度 主な指摘事項(新制度)

主な文書指摘事項

- ・委託費の請求方法が適正でない。・・・4件
- ・処遇改善等加算額が各通知に適合していない。・・・4件
- ・処遇改善等加算Ⅱが適正でない。・・・3件

処遇改善等加算における注意点(実績報告書)

処遇改善Ⅰ・Ⅱの加算実績報告書について、検査時には、処遇改善を行った職員全員の毎月の処遇改善額がわかる資料の用意をお願いします。(職員全員の合計額では確認できません)

用意する資料:賃金台帳等で、職員一人一人の毎月の処遇改善実績額がわかる書類。

公定価格請求書作成における注意点(職員配置)

○前月等に退職・休職した職員が請求書上に残っていないか。

○常勤保育士が他の保育所で働いていないか。

○短時間保育士の常勤換算において、請求書上勤務時間と現実の勤務時間とが乖離していないか。

○施設長の園での勤務日数が極端に少ないか。

(常時、実際にその施設の運営管理の業務に専従し、かつ委託費からの給与支出がある場合に限る。留意事項通知別紙2Ⅲ2.(1))

その他確認検査における注意点(領収書の交付)

○「領収書」は確実に発行されているか。

その他事項(改善状況報告時の理事会議事録の省略)

これまでは、社会福祉法人が運営する保育園等においては、改善状況報告の際、理事会議事録の写しの提出を求めていましたが、各施設に対して1年に1回の検査を実施していることから、省略いたします。

文書による指摘があった際は、指導検査の結果の通知日後1か月以内に、指摘事項が改善された資料を添付して、市へ改善状況の報告を行ってください。